

義務付け・枠付けの更なる見直しを求める声明

－地方分権改革推進計画の閣議決定を受けて－

本日、政府においては、「地域主権の確立」を実現する第一歩として、義務付け・枠付けの見直し等を中心とする地方分権改革推進計画を閣議決定した。

地域のことは地域に住む住民が決める。これが「地域主権」の要であることは、現政権の基本方針でも示されているところであり、我々地方としても、今回の義務付け・枠付けの見直しは、今後の地域主権改革の推進に向けた試金石となるものと考えてきた。

今回の見直しが政治主導で進められ、一定の前進が見られたことは率直に評価したい。

しかし、全体としての成果を見ると、地方分権改革推進委員会第3次勧告で示された我々地方からの最も基本的な104件の要望についても、勧告通りの見直しは36件と約3分の1に留まった。また、保育所や老人福祉施設などに關し、勧告では「参酌すべき基準」とされた項目について、自治体の裁量の余地が乏しい「従うべき基準」とし、それらについて「法施行の状況等を踏まえ再検討する」との形で先送りされるなど、政府が掲げる「地域主権」の理念に沿った内容とは言い難く不十分と言わざるを得ない。

政府においては、今回の計画には盛り込まれなかつた事項や、公立小中学校の学級編制のあり方など今後検討するとされた事項を含め更なる見直しを行い、第1次地域主権推進一括法案の内容を充実するよう求める。あわせて、第2次勧告で示された4,076件も含めたすべてについて、廃止または地方の裁量を拡充する工程を早期に明示するよう、改めて強く求めるものである。

平成21年12月15日

地方六団体

全国知事会会長	麻 生 渡
全国都道府県議会議長会会長	金子 万寿夫
全国市長会会長	森 民 夫
全国市議会議長会会長	五 本 幸 正
全国町村会会长	山 本 文 男
全国町村議会議長会会長	野 村 弘